商工業振興事業ガイドブック

2021
▼
2023

中央区

ガイドブックは、中央区の商工業振興施策を中心に、都・国・その他各種機関の事業等を紹介し、中小企業の皆様に広く利用していただくため３年に１回で発行しております。
中小企業の経営者や従業員及びこれから起業する方にも参考にしていただけるように編集しました。
本書が、今後皆様方の事業発展に少しでもお役に立てれば幸いです。

令和３年９月

商工業振興事業ガイドブックのご利用にあたって

◆掲載内容は令和３年９月現在の事業概要であり、事業内容を変更又は終了している場合があります。
詳細は、各事業に掲載しているお問合せ先にご確認ください。

◆2次元バーコード（QRコード）
2次元バーコード（QRコード）対応のカメラ付き携帯電話で読みとることにより、各ホームページへアクセスすることができます。

QRコード

例：中央区HPへアクセスできます。

目次

◎中小企業の範囲と小規模事業者 …… 1
◎中央区中小企業の振興に関する基本条例 …… 2

Ⅰ．経営の相談・診断

1．区の商工相談 …… 3
① 商工相談 …… 3
② 出張経営相談 …… 3
2．他の機関の相談・指導・診断 …… 3
①（公財）東京都中小企業振興公社 …… 3
② 東京商工会議所の相談・指導（無料） …… 5
③ 東京都よろず支援拠点（実施機関：（一社）東京都信用金庫協会） …… 6
④（一社）中小企業診断協会 …… 6
⑤ 日本弁護士連合会 ひまわり中小企業センター …… 6
3．倒産の防止 …… 7
① 経営セーフティ共済 …… 7
② 倒産防止特別相談（東京商工会議所） …… 7
③ 倒産関連中小企業者の認定 …… 7
④ 不況業種中小企業者の認定 …… 8

Ⅱ．融資制度のご案内

1．中央区の融資制度 …… 9
① 中央区の融資制度とは …… 9
② 中央区商工業融資制度一覧・中央区商工業融資指定金融機関一覧 …… 9

目次

2. 東京信用保証協会の信用保証 …… 10
① 東京信用保証協会とは …… 10
3. 東京都の融資制度 …… 10
① 東京都中小企業制度融資 …… 10
② 東京都動産・債権担保融資（ABL）制度 …… 10
③ 環境保全資金融資 …… 11
④ 女性・若者・シニア創業サポート事業 …… 11
⑤ 東京プラスサポート融資制度 …… 11
4. 政府系金融機関の融資制度 …… 12
① 日本政策金融公庫　国民生活事業 …… 12
② 日本政策金融公庫　中小企業事業 …… 12
③ 商工会議所の推薦による無担保・無保証人融資 …… 13
④ 独立行政法人中小企業基盤整備機構 …… 13

Ⅲ. 区内で起業する方に

1. 創業支援 …… 14
① 創業支援事業計画 …… 14
② 創造支援資金融資（中央区）…… 15
③ 創業支援融資（東京都）…… 15
④ 創業支援融資（日本政策金融公庫）…… 15
⑤ 創業支援拠点 …… 16
2. 創業相談 …… 16
① 中小企業基盤整備機構「経営に関する相談」…… 16
② 東京都中小企業振興公社の創業相談 …… 16
③ 日本政策金融公庫の創業相談 …… 17
④ 東京信用保証協会の創業相談 …… 18
3. ベンチャー支援政策 …… 18
① 独立行政法人中小企業基盤整備機構関東本部 …… 18
② 中小企業基盤整備機構のその他のベンチャー支援 …… 19
4. 起業時に許認可が必要となる主な業種一覧 …… 20

Ⅳ．いきいきとした企業活動のために

1．知識や技術の習得のために …… 21
① 決算指導講習会 …… 21
② 経営セミナー …… 21
③ 起業家塾の開催 …… 21
④ ホームページ作成セミナー …… 21
⑤ 事業主・従業員宿泊研修 …… 21
⑥ ハイテクセンターランチセミナー …… 21
⑦ 新春経済講演会 …… 21
⑧ 新規就職者講座 …… 22
2．事業活動の活性化のために …… 22
① 商工業観光事業等振興補助 …… 22
② 情報化支援 …… 22
③ 販路拡大支援 …… 22
④ 経営セーフティ共済加入補助 …… 23
⑤ 中小企業技術者高度研修助成 …… 23
⑥ 産業高度化支援 …… 23
⑦ 店舗・工場等小規模再開発促進 …… 24
3．中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画の認定について …… 24
4．商店街の活性化のために …… 25
① 商店街支援事業補助 …… 25
② 商店街美化促進事業補助 …… 25
③ 商店街の法人化支援 …… 25
④ 東京商店街グランプリ …… 26
⑤ 中央区商店街連合会 …… 26
5．ワーク・ライフ・バランスの推進のために …… 26
① 中央区ワーク・ライフ・バランス推進企業認定事業 …… 26
② 中央区ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 …… 26
③ ワーク・ライフ・バランスセミナー …… 26
6．工業関係者表彰 …… 27
7．中央区立産業会館 …… 27
8．中央区立ハイテクセンター …… 29
9．（公財）東京都中小企業振興公社の助成事業一覧 …… 31

目次

Ⅴ．安心して働けるために

1．雇用対策事業 …… 32
① 求人説明会 …… 32
2．（公財）中央区勤労者サービス公社「レッツ中央」 …… 32
3．勤労者のための貸付制度 …… 33
①（公財）中央区勤労者サービス公社生活資金融資 …… 33
② 東京都中小企業従業員一般生活資金融資「さわやか」 …… 33
③ 子育て・介護支援融資「すくすく・ささえ」 …… 33
4．中小企業退職金共済制度（略称：中退共制度） …… 34
5．小規模企業共済制度（事業主の退職金制度） …… 34
6．働き方改革関連法の概要 …… 34
7．男女雇用機会均等法の概要 …… 35
8．女性活躍推進法の概要 …… 35
9．育児・介護休業法の概要 …… 36
① 東京しごと財団の両立支援 …… 36
10．次世代法の概要 …… 37
11．高齢者・障害者の就業 …… 37
① 中央区シルバー人材センター …… 37
② 無料職業紹介所シルバーワーク中央 …… 38
③ 障害者就労継続支援（B型）施設「さわやかワーク中央」 …… 38
④ 障害者就労支援事業「中央区障害者就労支援センター」 …… 38
12．就職支援 …… 39
① 東京しごとセンター …… 39
13．パート労働者の雇用 …… 40
① パートタイム労働者 …… 40
② 労働契約と就業規則 …… 40
③ 労働条件 …… 41
④ 年次有給休暇 …… 41
⑤ 労働保険 …… 42
⑥ 解雇 …… 42
⑦ 退職時 …… 42
⑧ 職場におけるパワーハラスメント対策の義務化 …… 42

14. 外国人労働者の雇用 …… 43
① 在留資格 …… 43
② 募集・採用するとき …… 43
③ 労働条件 …… 44
④ 外国人労働者相談コーナーのご案内 …… 45
15. 労働相談情報センター（労働問題全般の相談・無料） …… 46

Ⅵ. 国からの情報

1．国からの情報（J-Net21） …… 47
2．国からの情報（ミラサポplus） …… 47

Ⅶ. 資料

1．事業所の防災対策 …… 48
2．オフィスのリサイクル …… 50

Ⅷ. 商工業関係機関一覧

◎主な官公署 …… 51
◎雇用関係機関 …… 52
◎商工団体 …… 52
◎金融・保証機関 …… 52
◎職業訓練・研究機関 …… 53
◎その他 …… 53

中小企業の範囲と小規模事業者

中小企業基本法では「中小企業（者）」の範囲及び「小規模企業（者）」の定義を、以下のように規定しています。

1　中小企業の範囲

業　種	資　本　金		従業員数
製造業その他	3億円以下	または	300人以下
卸　売　業	1億円以下	または	100人以下
サービス業	5千万円以下	または	100人以下
小　売　業	5千万円以下	または	50人以下

2　小規模企業者とは

製造業その他	商業・サービス業
従業員20人以下	従業員5人以下

上記に掲げた中小企業の範囲は、個別の中小企業政策における基本的な政策対象の範囲を定めた「原則」であり、各法律や制度によって「中小企業」として扱われている範囲が異なることがあります。

◆◆中央区中小企業の振興に関する基本条例◆◆

（目的）

第一条　この条例は、中央区（以下「区」という。）の産業において重要な地位を占める中小企業の振興についての基本となる事項を定めることにより、その基盤の強化及び健全な発展を促進し、もって区内産業の振興と調和のとれた地域社会の発展に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一　中小企業者　中小企業基本法（昭和三十八年法律第百五十四号）第二条第一項各号に掲げるものをいう。

二　中小企業団体　中小企業団体の組織に関する法律（昭和三十二年法律第百八十五号）第三条第一項に規定する中小企業団体及び商店街振興組合法（昭和三十七年法律第百四十一号）第二条第一項に規定する商店街振興組合並びにこれらに準ずる団体で区長が特に認めるものをいう。

三　大企業者等　第一号に該当するもの以外の会社及び個人であって事業を営むもの並びに前号に規定するもの以外の企業団体、経済団体等をいう。

一部改正〔平成一九年条例八号〕

（基本方針）

第三条　中小企業の振興は、「活気にあふれた働きやすいまちづくり－いきいき産業文化都市の実現」を目標に、中小企業者の自らの創意工夫と自主的な努力を尊重しつつ、伝統的産業と新しい都市型産業との融和を図るとともに、国その他の関係機関（以下「国等」という。）の協力を得ながら、情報の発信地としての区の地域特性に応じた施策を区民、企業及び区が一体となって推進することを基本とする。

（基本的施策）

第四条　区は、第一条の目的を達成するため、次に掲げる事項を基本的施策として、中小企業の振興に努めるものとする。

一　中小企業の活性化及び近代化の促進

二　産業基盤の整備及び中小企業を担う人材の育成

三　中小企業の組織化の促進及び中小企業団体の育成

四　中小企業に関する情報の収集及び提供

五　中小企業従事者の福利厚生の充実

六　中小企業に対する融資及び助成制度の充実

七　前各号に掲げるもののほか、中小企業の振興のため必要と認められる事項

（区の責務）

第五条　区は、前条各号の基本的施策を実施するに当たっては、消費者の保護に配慮しつつ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

一　社会・経済情勢の変化に対応した適切な措置

二　特に小規模な中小企業者及びその従事者に対する必要な配慮

三　国等との協力による施策の推進並びに必要に応じた国等に対する施策の充実及び改善の要請

（中小企業者等の責務）

第六条　中小企業者及び中小企業団体は、事業活動を行うに当たっては、経営基盤の強化、人材の育成、従業員の福利厚生の充実等のため自主的な努力を払うとともに、地域環境との調和並びに消費者の生活の安定及び安全確保に十分配慮するものとする。

２　商店街において小売店等を営む者は、当該商店街の振興を図るため、商店会へ加入することにより、相互に協力するように努めるものとする。

３　商店街において小売店等を営む者は、商店会が当該商店街の振興に資する事業を実施するときは、応分の負担をすることにより当該事業に協力するように努めるものとする。

一部改正〔平成一九年条例八号〕

（区民等の理解と協力）

第七条　区民及び区内の産業にかかわる者は、中小企業の振興が区民生活の向上と地域社会の活性化に寄与することを理解し、その健全な発展に協力するように努めるものとする。

（大企業者等の理解と協力）

第八条　大企業者等は、区が中小企業と大企業の共存する地域であり、両者の共存共栄が地域社会の発展に不可欠であることを理解し、中小企業の振興に協力するように努めるものとする。

（委任）

第九条　この条例の施行について必要な事項は、区長が定める。

附　則

この条例は、平成七年八月一日から施行する。

附　則〔平成一九年三月二二日条例第八号〕

この条例は、平成一九年四月一日から施行する。